人事制度改定による激減緩和に関する組合要求に対する銀行回答

要求日　平成２９年9月２５ 日
回答日　口頭回答：平成２９年9月２６日
　　文書回答　平成３０年2月１５日（アンダーライン追加回答）

組合要求趣旨

２０１６年（平成２８年）１２月２０日付けで提案を受けた「人事制度改定の骨子について」ならびにその後示された一部修正提案を含む人事制度改定により、月例賃金が現行月例賃金を下回る従業員が発生する。銀行は、その差額を「調整手当」として補完するとしているが、臨時給与（賞与）には反映しないとしている。その結果、５８%の従業員に調整手当が発生し、金額にして９万円に及ぶ場合もあり、５万円を超えるとされる対象者が２８７人と言われている。

滋賀銀行従業員組合は、この状況は看過できないと考え、下記の通り激減緩和に関する要求をする。

組合「要求」	銀行「回答」
1.住宅資金関連の借り入れについて返済条件の申し出があれば迅速かつ丁寧に対応すること。	
（1）従業員住宅融資・従業員融資については、本人が希望する金額の増額返済部分の最終一括返済への変更など、極力簡便な方法でこれに応じること。	○従業員住宅融資・従業員融資について、条件変更の申し出があった場合は、出来得る限り本人の意向に沿った形で対応を検討していく。
（2）上記（1）以外の借入金について、借入金融機関等が変更に応じない場合は、従業員融資により（1）と同等の条件で融資を行うこと。なお、この場合の融資利率は無利息とすること。	○上記（1）以外の借入金について、借入金融機関等が変更に応じず、従業員融資が必要とされる場合は当初の資金使途や資金要因についてヒアリング等を行った上、丁寧に対応を検討していきたい。 ただし、融資利率については、税法上の課税に関する問題などもあり、無利息とすることは考えていない。
２．従業員特別融資を次の条件で新設すること。	
（1）融資限度は、人事制度改定時に発生する調整手当の６倍に定年年齢までの年数を乗じた金額とする。 （2）融資期限は定年の日とする。 （3）返済方法は期限一括も可能とする。 （4）融資利率は無利息とする。 （5）調整手当が解消した場合は、一部または全額の返済を認める。	○大前提として本件要求については、既存の従業員　融資で対応か可能であると考える。従業員から申し出があれば、丁寧に対応を行っていきたい。ただし、　融資利率については、税法上の課税に関する問題な　どもあり、無利息とすることは考えていない。 ○一方で、共済会融資については、別枠で 3,000 千円新設する（現状限度額と合わせ最大 6,000 千円）ことで決議された。従業員より人事制度改定時に発生する調整手当の６倍に定年年齢までの年数を乗じた金額を上限とする融資の申し出があれば、従業員融資および共済会融資で対応いたしたい。 ※なお、「２．従業員特別融資を次の条件で新設すること」について、平成３０年2月１５目に追加した内容は、アンダーラインで表記。
３．激減緩和に関する相談には、迅速かつ丁寧に応じる。	
（1）相談の窓口（者）は、勤務部課店の上位職位者とし相談考が選択できる。 （2）相談の窓口として、組合を選択することができる。なお、この場合、非組合員、所属組合を問わないものとする。	○相談者を誰にするかは任意であると考える。 ただし、経済的な問題については、所属長や上位職（支店長代理・次長）へ相談してもらう方が迅速な対応が出来ると考える。また、当然ながら人事部へ相談されても真摯な対応を行う。 ○いずれにしても、銀行からコメントする問題では　無いと考える。